

## 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具現化等を求める意見書

福島第一原発事故から2年が経過する中で、本県においても、原発事故から避難してきた多数の方々が、住居、教育、就業等といった様々な困難を抱えながらの生活を余儀なくされている。

平成24年6月21日に、原発事故の被災者への幅広い支援を行うことを目的とした「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が可決・成立した。

この法律では、原発事故に係る放射線による被ばくに起因した医療費の減免や、住宅の確保、就業、子どもの就学に対する支援、食の安全・安心の確保といった幅広い支援策が、国の責務において実施されることが定められている。

その一方で、この「原発事故子ども・被災者支援法」では、被災者生活支援等の推進に関する重要事項などは、政府の定める「基本方針」によるものとされているが、現在においてもその「基本方針」の策定の目途は立っていない。

よって、国においては、下記の事項について早急に実施されるよう強く要請する。

### 記

- 1 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく「基本方針」を速やかに策定し、各種の具体的施策の早期実施のため、必要な予算措置を講じること。
- 2 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うこと。
- 3 「基本方針」の策定と施策の具体化にあたっては、被災者の意見を十分に反映した措置を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 内 財 文 厚 国 復	議 議 閣 閣 部 生 土	院 院 総 官 務 科 労 交 興	議 議 大 長 大 大 大	長 長 臣 官 臣 臣 臣 臣	伊 平 安 菅 麻 下 田 太 根	吹 田 倍 生 村 村 田 本	文 健 晋 義 太 博 憲 昭	明 二 三 偉 郎 文 久 宏 匠	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	---------------------------------	---	---------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------